

○議長(国中憲治) 次に、二十四番奥山博康議員より、意見書第十一号、所得税法第五十六条の見直しを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、奥山博康議員に趣旨弁明を求めます。――二十四番奥山博康議員。

◆二十四番(奥山博康) (登壇) 意見書第十一号、所得税法第五十六条の見直しを求める意見書(案)につきまして、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十一号

所得税法第五十六条の見直しを求める意見書(案)

中小事業者は、地域経済の担い手として、我が国経済の発展に貢献してきた。その中小事業者を支えている家族従業員の労働対価は、所得税法第五十六条の規定により、必要経費に算入しないこととされている。

事業主の所得から控除される労働対価は、配偶者の場合は、八十六万円、その他の親族の場合は五十万円であり、このわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立が難しい状況となっている。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では、青色申告を行うことにより、給与を必要経費に算入することができるものの、同じ労働に対し、青色申告といわゆる白色申告で差を設ける制度は矛盾していると言える。

なお、アメリカ、ドイツ、フランス、韓国など世界の主要国においては、家族従業員の労働対価は一定の要件の下で必要経費として認められているところである。

よって、本県議会は、国に対し、家族従業員の労働が適正に評価されるよう、所得税法第五十六条の規定見直しが行われることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長(国中憲治) 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子）　ただいま奥山博康議員から提案されました意見書第十一号、所得税法第五十六条の見直しを求める意見書（案）に賛成します

○議長（国中憲治）　三十番和田恵治議員。

◆三十番（和田恵治）　ただいま奥山博康議員から提案されました意見書第十一号、所得税法第五十六条の見直しを求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（国中憲治）　ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十一号については、二十四番奥山博康議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。